

令和3年1月29日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年12月分)について

令和2年12月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和2年12月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 令和2年12月分事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが63件、令和元年度が26件、平成30年度が6件、平成29年度が10件、平成28年度が7件、平成27年度以前が61件、合計173件(市区町村において発生した10件、委託業者等が発生させた12件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な144件について、一覧で事象をお示ししています。

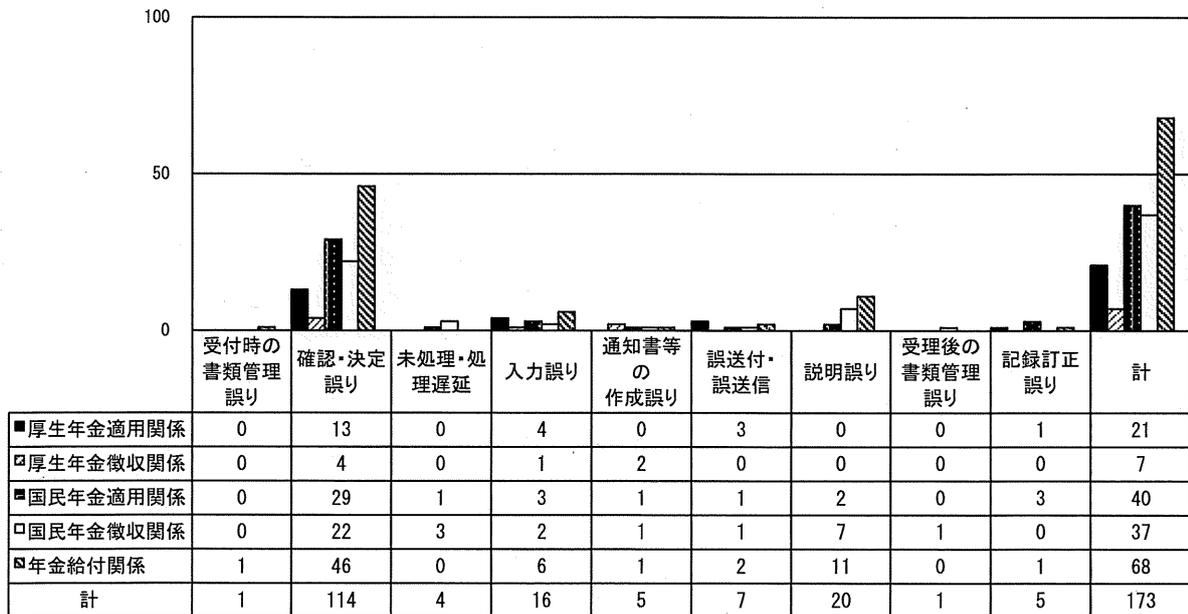
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
件数	44(2)	2	1	3	2	2	3	2	2	7	10	6(1)	26(2)	63(17)	173(22)
割合	25.4%	1.2%	0.6%	1.7%	1.2%	1.2%	1.7%	1.2%	1.2%	4.0%	5.8%	3.4%	15.0%	36.4%	100.0%

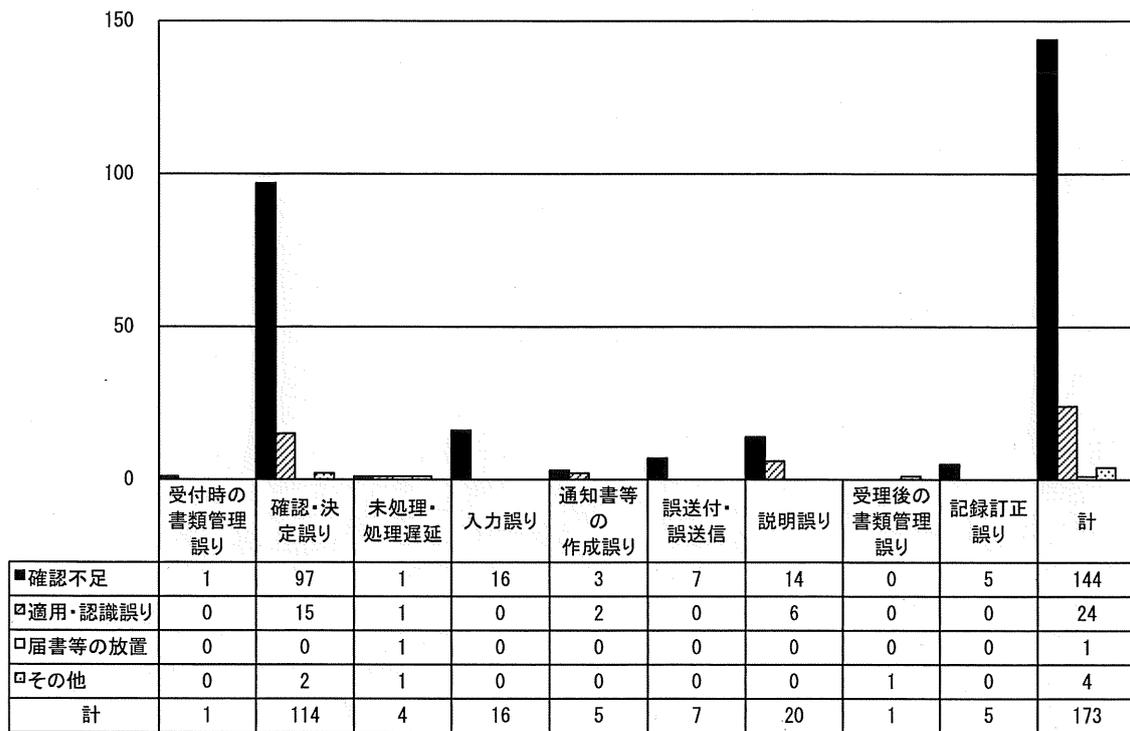
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

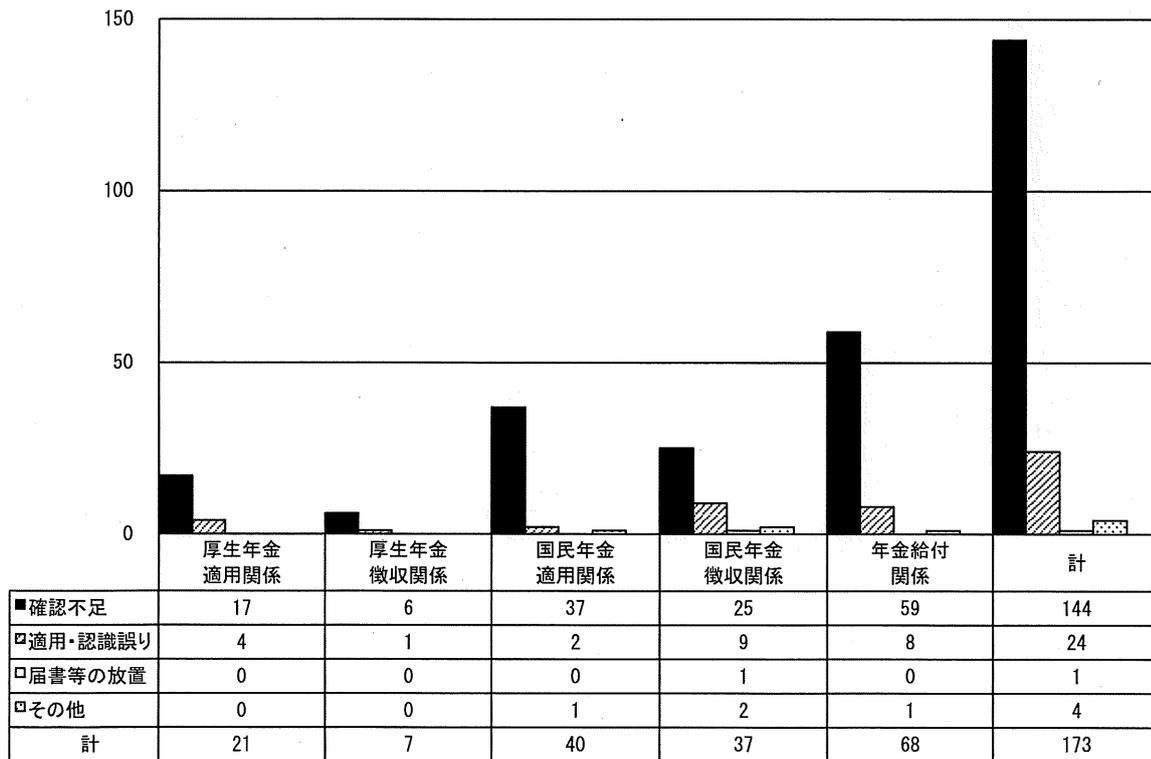
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



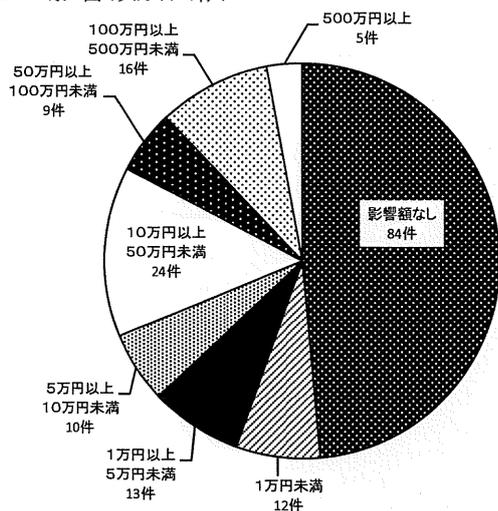
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

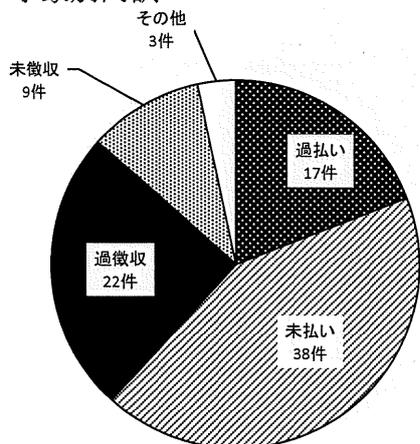


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		13	4	27	25	15	84
1万円未満		0	1	0	3	8	12
1万円以上 5万円未満		0	0	4	4	5	13
5万円以上 10万円未満		4	0	1	1	4	10
10万円以上 50万円未満		3	0	7	3	11	24
50万円以上 100万円未満		1	0	1	0	7	9
100万円以上 500万円未満		0	2	0	1	13	16
500万円以上		0	0	0	0	5	5
計		21	7	40	37	68	173

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	17件	12,369,144	727,596
未払い	38件	65,403,580	1,721,146
過徴収	22件	12,359,232	561,783
未徴収	9件	1,539,290	171,032
その他	3件	844,564	281,521
計	89件	92,515,810	1,039,503

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	2件	696,904円
過払いと過徴収	1件	147,660円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	98件	56.6%
外部	75件	43.4%
計	173件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2015年10月1日	共済組合の加入期間があり被用者年金一元化以降に受給権が発生する場合の離婚分割に係る障害厚生年金の額決定誤り	2名	過払い	882,565円

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和3年1月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	7件	1,057万円	105,507件	607.5億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	6件	370万円	4,903件	12.8億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	3件	280万円	1,644件	13.6億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	2件	263万円	335件	6,655万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	4件	117万円	120件	1,432万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	13件	5,111万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	18件	315万円	588件	1.0億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	252件	4,111万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	28件	4,025万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	5件	22万円	1,616件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	26件	1,605万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	20件	1,666万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	1件	234万円	2,139件	22.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	1件	3万円	79件	580万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	26件	5,654万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	4件	357万円	17件	758万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	47件	3,355万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	2件	570万円	240件	12.8億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	340件	2.8億円	24,389件	20.5億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	13件	607万円	641件	7.4億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	4件	1,462万円	488件	26.1億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	940件	2,060万円	82,115件	15.9億円
		過払い	1,057件	525万円	2,174件	741万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	3件	19万円	116件	1.6億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	2件	808万円	2件	808万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和2年12月分の事務処理誤り一覧(1~21ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1~17
2. 厚生年金徴収関係	4P	整理番号 18~24
3. 国民年金適用関係	5P	整理番号 25~58
4. 国民年金徴収関係	9P	整理番号 59~88
5. 年金給付関係	13P	整理番号 89~144

○システム事故等一覧(22ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(23~25ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2020年10月12日	2020年10月21日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、誤った保険証が送付され保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した保険証は回収して正しい事業所に送付し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	159,768
2			埼玉	埼玉広域事務センター	2019年5月14日	2020年10月19日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
3			東京	東京広域事務センター	2016年4月27日	2020年10月14日	○担当部署で確認したところ、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理したため、本来は不要である国民年金の加入手続きが行われ、国民年金保険料が納付されていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付された国民年金保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	393,400
4			東京	東京広域事務センター	2018年10月25日	2020年10月30日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理したため、本来は不要である国民年金の加入手続きが行われ、国民年金保険料が納付されていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付された国民年金保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	82,050
5			神奈川	川崎	2008年5月頃	2020年11月2日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
6		入力誤り	新潟	新潟西	2019年8月6日	2020年10月27日	○お客様から問合せがあり、資格取得届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	827,797
7			埼玉	埼玉広域事務センター	2020年11月6日	2020年11月12日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の入力時の確認不足により、資格取得日を誤って入力したため、誤った資格取得日を通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
8	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年6月5日	2020年11月20日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届を処理する際に喪失原因の確認が不足し、障害認定による後期高齢者医療の資格取得であるため、健康保険のみ資格喪失させるところ、誤って厚生年金も資格喪失させていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格喪失届処理時の喪失原因の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	賞与支払届に関する誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年12月16日	2020年12月22日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に確認を誤り、処理を不要としていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
10	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2019年12月27日	2020年11月11日	○担当部署で確認したところ、資格取得取消届を処理する際に確認が不足し、被用者の該当処理のみ取消し、健康保険の資格を取消しなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得取消届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	382,736
11			岩手	二戸	2020年4月28日	2020年12月8日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届を処理する際に確認が不足し、被用者不該当のみ処理し、健康保険資格の喪失処理をしなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。喪失処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格喪失届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	86,171
12	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2019年10月31日	2020年10月2日	○担当部署で確認したところ、被扶養者異動届の処理時に確認を誤り、国民年金第3号被保険者にかかる国民年金担当部署への連絡を不要としたため、国民年金第3号被保険者の処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者異動届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
13	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	岩手	二戸	2020年7月30日	2020年11月18日	○社会保険労務士から問合せがあり、事業所関係変更届の確認が不足し、社会保険労務士の変更登録を行わなかったため、事業所宛の文書を誤って社会保険労務士に送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付した文書は回収し事業所に送付しました。 ●担当部署において、事業所関係変更届における各項目の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
14	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	本部	年金記録企画部	2016年8月頃	2020年3月2日	○担当部署で確認したところ、本人記録であることの確認不足により、誤って別人の被保険者記録を統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被保険者記録統合の際の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
15	厚生年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2016年12月頃	2020年10月7日	○担当部署で確認したところ、本人記録であることの確認不足により、誤って別人の住民票コードを登録したため、別人から徴収すべき介護保険料が徴収され、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、住民票コード登録の際の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	57,400
16	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	福岡広域事務センター	2020年11月26日	2020年11月30日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の社会保険労務士宛の文書を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書は回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2社労士	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
17	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	南福岡	2020年 10月22日	2020年 10月29日	<p>○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を混在して送付していることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫ひの上説明し、誤って送付した文書を回収し、正しい事業所に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
18	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌西	2020年 3月9日	2020年 6月12日	○担当部署で確認したところ、納付書を作成する際の確認不足により、誤った金額の納付書を送付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	6,200
19			茨城	下館	2020年 5月13日	2020年 10月20日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付変更申出書の確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、口座振替納付変更申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	2,493,744
20			神奈川	鶴見	2020年 9月23日	2020年 9月30日	○事業所から問合せがあり、口座振替を緊急停止すべき保険料について確認が不足し、緊急停止の処理を行わなかったため、口座振替が誤ってされていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って口座振替された保険料は還付しました。 ●担当部署において、口座振替を緊急停止すべき保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	4,454,095
21			神奈川	横浜中	2020年 11月20日	2020年 12月17日	○事業所から問合せがあり、保険料口座振替の緊急停止処理における確認が不足し、誤って緊急停止処理を行ったため、口座振替がされていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、保険料口座振替の緊急停止処理における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
22			徳島	徳島南	2020年 9月18日	2020年 11月30日	○金融機関から問合せがあり、保険料口座振替納付申出書の入力時の確認不足により、誤った口座種別を入力したため、口座振替がされないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、保険料口座振替申出書の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
23	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	三重	松阪	2020年 7月9日	2020年 10月29日	○事業所から問合せがあり、通知書作成の際の保険料の収納状況の確認が不足したため、誤った通知書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明・訂正しました。 ●担当部署において、通知書の作成における保険料の収納状況の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	4事業所	なし	0
24			東京	渋谷	2020年 8月24日	2020年 9月14日	○事業所から問合せがあり、納付書作成の際の確認が不足し、誤った内容の納付書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し訂正しました。 ●担当部署において、通知書の作成における確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
25	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2019年1月20日	2020年8月14日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、国民年金資格取得届を受理する際の確認が不足し、誤った資格取得日で受付をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
26			長野	伊那	2020年11月2日	2020年12月7日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金資格取得届を進達する際の確認が不足し、誤って別人の情報を記載した資格取得届を進達していたため、別人に国民年金加入の処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書を進達する際の確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
27			京都	舞鶴	2013年4月1日	2020年2月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者関係届書を処理する際の確認が不足し、氏名変更処理及び住所変更処理を行い、国民年金資格取得の処理が漏れていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、国民年金被保険者関係届書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	922,250
28		入力誤り	神奈川	事務センター	2017年3月7日	2020年8月27日	○年金事務所から連絡があり、国民年金資格取得届を処理する際の確認不足により、誤って死亡喪失の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
29	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	1991年3月頃	2020年7月3日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
30			石川	七尾	2003年3月17日	2020年11月18日		1名	なし	0
31			新潟	六日町	2010年6月9日	2019年12月19日		1名	なし	0
32			兵庫	姫路	1994年10月26日	2020年7月7日		1名	なし	0
33			香川	善通寺	1992年2月2日	2020年3月26日		1名	なし	0
34			東京	立川	1986年4月1日	2019年6月3日		○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金強制加入期間に該当する期間を任意加入期間と登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
35			沖縄	石垣	1983年9月1日	2020年10月27日	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
36	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	目黒	2017年 3月8日	2020年 8月14日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、満額に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	32,100
37			栃木	宇都宮西	2009年 5月22日	2019年 4月15日		1名	未徴収	168,870
38			愛知	刈谷	2015年 1月5日	2018年 7月26日		1名	未徴収	229,460
39			鳥取	鳥取	2014年 4月28日	2020年 7月1日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	46,670
40			岡山	岡山東	2011年 8月31日	2020年 8月20日		1名	過徴収	228,270
41			長野	長野南	2020年 8月13日	2020年 9月29日		1名	過徴収	16,890
42			新潟	六日町	2010年 1月18日	2020年 2月6日		1名	過徴収	14,660
43			東京	練馬	2018年 3月23日	2020年 1月8日	○年金相談センターから連絡があり、年金記録の確認が不足し、受給権が発生しないにもかかわらず、任意加入申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	261,300
44			香川	高松広域 事務センター	2017年 11月27日	2020年 11月25日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書进行处理する際の確認が不足し、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、資格喪失年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	65,620
45			大分	佐伯	2017年 7月31日	2020年 11月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金特例高齢任意加入申出書进行处理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、65歳で喪失となり、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	132,190

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
46	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2019年11月25日	2020年4月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書処理時の確認が不足し、従前の口座からの口座振替を希望していたにもかかわらず、処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書処理時の口座振替希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
47			栃木	大田原	2020年7月22日	2020年9月14日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書処理時の確認が不足し、納付書による前納希望であったにもかかわらず、前納納付書を作成していなかったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書処理時の前納希望の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
48		説明誤り	愛知	一宮	2019年5月20日	2020年9月25日	○担当部署で確認したところ、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
49		長崎	長崎北	2011年7月8日	2018年9月20日	○お客様から問合せがあり、海外転入時の手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていたため、資格喪失処理が行われず、保険料を過徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	165,230	
50	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	沖縄	石垣	2005年9月29日	2020年11月25日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、誤った資格喪失日で訂正処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	なし	0
51		記録訂正誤り	秋田	本荘	2014年3月頃	2020年11月9日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
52		滋賀	草津	2012年5月22日	2020年5月25日	○市区町村から連絡があり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0	
53	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年3月23日	2020年11月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号関係届を処理する際の確認が不足し、氏名変更処理のみを行い、国民年金第3号種別変更の処理が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号関係届処理を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
54	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	大阪	福島	2020年 7月31日	2020年 10月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
55			愛知	名古屋広域 事務センター	2010年 12月28日	2020年 4月1日	○機構本部から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
56	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2020年 9月10日	2020年 9月10日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者資格該当通知書を作成する際の確認不足により、誤った基礎年金番号が記載された国民年金第3号被保険者資格該当通知書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者資格該当通知書の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
57	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2020年 12月11日	2020年 12月15日	○社会保険労務士から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、誤って受託していない事業所の国民年金第3号被保険者資格取得届の控えを送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者資格取得届の控えを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
58	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	岩手	二戸	2020年 8月20日	2020年 11月12日	○お客様から問合せがあり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金資格取得届の進達を漏らしたため、資格取得の処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
59	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2019年12月3日	2020年11月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書を処理する際の確認が不足し、同時に提出のあった国民年金任意加入申出書のみ行い、国民年金付加保険料納付申出書の処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料納付申出書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
60	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	目黒	2019年6月6日	2020年4月15日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
61			福岡	福岡広域事務センター	2020年1月29日	2020年2月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理時の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納申込書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,280
62			宮城	仙台北	2018年3月19日	2018年4月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際の処理スケジュールの確認が不足し、追納納付書の作成が遅れたため、追納加算金が加算された納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納申込書の処理スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	150
63			説明誤り	栃木	宇都宮東	2020年2月17日	2020年6月15日	○お客様から問合せがあり、追納について案内する際、老齢基礎年金と障害厚生年金は併給できないにもかかわらず、併給できると誤った案内をし、誤った案内をもとに追納の申出を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納の案内をする際、必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収
64		国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2020年8月31日	2020年9月14日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の添付書類の確認不足により、誤った免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
65	愛知			名古屋広域事務センター	2020年2月5日	2020年11月26日		1名	なし	0
66	愛知			名古屋広域事務センター	2020年10月5日	2020年11月25日	○市区町村から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の添付書類の確認不足により、誤った免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
67	愛知			名古屋広域事務センター	2020年6月18日	2020年11月26日	○年金事務所から連絡があり、免除期間の訂正処理を行う際の確認が不足し、免除に該当する期間を誤って取消していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除期間訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
68	愛知			名古屋広域事務センター	2020年10月26日	2020年11月25日		1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
69	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年 2月18日	2020年 10月27日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、失業特例による納付猶予に該当する者であったにもかかわらず、誤って免除却下処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
70		説明誤り	埼玉	春日部	2020年 2月19日	2020年 8月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の確認が不足し、免除が承認されると国民年金基金への加入はできない旨の説明をせずに免除申請書を受付し、処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
71	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿屋	1986年 12月19日	2020年 11月26日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
72			新潟	六日町	2013年 5月29日	2019年 12月26日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当すべき期間が法定免除となっておらず、お客様が保険料を納付していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	97,800
73	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	説明誤り	徳島	阿波半田	2020年 3月26日	2020年 11月25日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
74			兵庫	尼崎	2017年 8月21日	2020年 5月25日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除該当者であるにもかかわらず、任意加入の案内をし、お客様が納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	135,120
75	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年 12月9日	2020年 9月8日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理する際の確認が不足し、学生納付特例の対象校でないにもかかわらず、学生納付特例が承認処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理する際の、対象校の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
76	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2020年 10月8日	2020年 12月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書について、金融機関に確認書類を送付したが、金融機関から誤って確認書類が返送され、そのまま処理を行ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
77	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	和歌山	田辺	2020年 5月18日	2020年 8月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
78		説明誤り	福島	郡山	2020年 8月28日	2020年 11月13日	○お客様から問合せがあり、口座振替の金額について案内する際、誤った金額を案内したため、口座振替による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替の案内をする際、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
79			福岡	久留米	2020年 4月30日	2020年 5月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書について、届出締切日の確認が不足し、誤った前納の締切日を説明し、申出書を受付処理を行っていたため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理スケジュール確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
80	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2020年 6月9日	2020年 7月17日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、お客様が前納を希望していたにもかかわらず、前納希望の旨を年金事務所へ連絡していなかったため、前納納付書が作成されず、前納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、前納希望の場合、年金事務所へ連絡することを徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
81	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	新潟	新発田	2009年 6月17日	2020年 10月8日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行った際の確認が不足し、国民年金保険料の過誤納が発生しているにもかかわらず、お客様宛に還付請求書が送付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	214,870
82			神奈川	川崎	2007年 12月5日	2020年 9月25日	○お客様から問合せがあり、還付請求書を作成する際の年金記録の確認不足により、誤った期間の還付請求書を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
83			兵庫	事務センター	2020年 9月15日	2020年 10月21日	○機構本部から連絡があり、委託業者において、還付請求書を処理する際に、誤った金融機関コードを補記し、入力処理を行ったため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度、還付の処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	49,620
84	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	神奈川	横浜南	2020年 8月28日	2020年 10月5日	○事務センターから連絡があり、国民年金学生納付特例勸奨を行う際の確認が不足し、誤った期間が記載された国民年金保険料学生納付特例申請書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、学生納付特例勸奨時の期間の確認を徹底するよう周知しました。	14名	なし	0
85	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務センター	2020年 10月2日	2020年 10月5日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料学生納付特例申請書を発送する際に、誤って他のお客様へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した学生納付特例申請書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
86	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	茨城	土浦	2018年 4月頃	2020年 6月25日	○担当部署で確認したところ、書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料の過誤納が発生しているにもかかわらず、還付の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するように周知しました。	27名	過徴収	2,840,358
87			香川	高松広域 事務センター	2020年 4月27日	2020年 11月2日	○お客様から問合せがあり、担当部署において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	5名	なし	0
88			群馬	高崎広域 事務センター	2020年 8月13日	2020年 10月30日	○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	3名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
89	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	1983年 7月27日	2020年 6月4日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の通算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	113,238
90			埼玉	川越	1979年 5月4日	2020年 3月31日	○遺族年金請求時の記録確認により、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の通算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,331,879
91			神奈川	事務センター	2017年 11月30日	2020年 9月17日	○年金事務所から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,770
92			三重	尾鷲	2005年 1月6日	2020年 5月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	564,385
93			本部	中央年金センター	2008年 8月12日	2020年 6月16日	○担当部署において確認したところ、時効の取扱いの確認不足から、5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行う方に対し、誤って時効消滅により5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行わない決定をしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	699
94			静岡	沼津	2020年 3月24日	2020年 8月31日	●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	886,638
95			鳥取	倉吉	2020年 4月9日	2020年 6月19日	○担当部署において確認したところ、事務処理手順の確認不足から、年金請求の遅延のため、時効消滅により5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行わない方に対し、誤って5年以上前の分の支払いを行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	2名	過払い	1,399,968
96			説明誤り	神奈川	川崎	2019年 9月9日	2019年 12月23日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、年金相談時の確認不足から、老齢年金の障害者特例の請求ができるにもかかわらず、障害者特例の請求ができることを説明しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
97	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	大阪	大手前	2017年 7月14日	2020年 5月27日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,435,444
98	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	1992年 10月3日	2020年 3月6日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	41,779
99			千葉	市川	2015年 12月4日	2020年 7月8日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者記録の一部の登録を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,079
100			福岡	南福岡	1985年 8月8日	2020年 3月25日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,831,682
101			東京	府中	2004年 10月15日	2016年 2月23日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	50,155
102			東京	府中	1994年 9月15日	2016年 3月15日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、未納であった期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	166,499
103			鹿児島	鹿児島南	1985年 1月1日	2020年 1月9日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に一部の厚生年金被保険者期間の登録を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	303,361

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
104	配偶者情報の登録誤り	確認・決定誤り	山梨	竜王	2010年 4月15日	2020年 6月25日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金請求書審査時の確認不足から、配偶者との生計維持関係があるにもかかわらず、配偶者情報を誤って登録したため、振替加算の加算が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書審査時の配偶者との生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,155,792
105			香川	高松広域 事務センター	2020年 10月1日	2020年 10月6日	○担当部署において確認したところ、老齢年金請求書審査時の確認不足から、配偶者との生計維持関係があるにもかかわらず、誤って生計維持関係がないと登録したため、振替加算の加算が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書審査時の配偶者との生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,254
106	在職支給停止の誤り	入力誤り	鹿児島	加治木	2018年 5月22日	2020年 6月8日	○担当部署において確認したところ、届書処理時の確認不足から、報酬の届出処理時に報酬月額の入力を漏らしたため、年金の在職支給停止が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、老齢厚生年金在職支給停止(解除)届の入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックの確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	774,560
107	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 7月27日	2019年 4月5日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ意思の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	335,456
108		説明誤り	長崎	長崎北	2020年 3月12日	2020年 6月12日	○お客様から問合せがあり、必要書類の確認不足から、お客様が老齢年金の繰下げ請求を希望していないにもかかわらず、窓口で誤って繰下げ請求書をお客様へ案内し受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求時の届書について再確認しました。	1名	未払い	1,802,082
109	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	2002年 12月6日	2020年 3月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、遺族基礎年金のみを決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,533,305

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
110	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2005年 3月31日	2020年 4月7日	○お客様から問合せがあり、遺族年金決定時の確認不足から、子として登録すべきところ誤って妻と登録し年金を決定したため、18歳到達で遺族年金が失権せず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には続柄の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,824,932
111		入力誤り	神奈川県	事務センター	2020年 6月12日	2020年 12月3日	○年金事務所から連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託業者が遺族厚生年金決定時に受付年月日の入力を誤ったことにより、年金の支払いが保留されたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	134,144
112	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2018年 10月18日	2020年 9月11日	○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、2つの障害の併合認定により障害等級1級として障害年金を決定すべきところ、2級として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害認定時の障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,150,108
113			本部	障害 年金センター	2020年 7月30日	2020年 9月8日	○担当部署において確認したところ、20歳前傷病による障害基礎年金の所得審査の確認不足から、全額支給とすべきところ、誤って一部支給として決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止の扱いを再確認しました。	1名	未払い	65,141
114			本部	障害 年金センター	2020年 10月12日	2020年 11月6日	○年金事務所から連絡があり、障害年金請求書審査時の確認不足から、障害の程度に該当しない傷病を不支給とする一方、障害の程度に該当する別の傷病について障害年金を決定すべきところ、障害年金を決定していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。決定処理を行いました。なお、初回支払い前のため、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
115	再裁定の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2020年 9月17日	2020年 12月1日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金の再裁定処理時に、氏名の確認不足から誤った氏名で年金の決定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	162,854

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
116	再裁定の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2008年 3月27日	2018年 8月13日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	328,607
117	振替加算の誤り	説明誤り	埼玉	川越	2012年 8月7日	2019年 11月13日	○年金相談時の記録確認により、振替加算の加算のために加算開始事由該当届を受付する必要があるにもかかわらず、年金相談時の確認不足から加算開始事由該当届の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加算開始事由該当届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、振替加算の対象となる方に必要な手続きを再確認しました。	1名	未払い	781,835
118	年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	本部	年金給付部	2020年 5月20日	2020年 5月21日	○担当部署において確認したところ、障害基礎年金と旧法の老齢年金を受給している方の併給調整の確認不足から、併給調整による旧法の老齢年金の支給停止額を誤って登録したため、年金が未払い又は過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、併給調整処理時の確認を徹底するよう周知しました。	7名	その他	110,156
119	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	1994年 9月12日	2019年 9月12日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、寡婦年金と旧法の通算老齢年金を受給している方の選択処理を誤り、旧法の通算老齢年金の支給停止額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,650
120			本部	中央 年金センター	1992年 10月20日	2020年 7月6日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給している方の選択処理を誤り、老齢厚生年金の支給停止額が変更となる時期を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	339,717
121			群馬	高崎	2019年 10月15日	2020年 6月4日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	57,374

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
122	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2016年 3月10日	2020年 5月27日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、障害基礎年金を支給停止する届出であったにもかかわらず処理不要としたため、障害基礎年金の支給停止が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害基礎年金と特別支給の老齢厚生年金を受給する場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,118,788
123	未支給年金の誤り	説明誤り	鳥取	米子	2020年 6月25日	2020年 9月7日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、前回の年金相談の際に、委託社会保険労務士が年金の返納が生じる方に対し、年金の返納は生じないと誤った説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
124	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	1959年 9月10日	2016年 4月6日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,389
125			愛知	一宮	1960年 11月11日	2020年 5月21日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	27
126			京都	京都西	1959年 3月30日	2020年 5月26日	○お客様から問合せがあり、脱退手当金の計算時に金額の計算に用いる支給率を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金の計算時には支給率の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	513,564
127			大阪	天王寺	2020年 6月18日	2020年 7月2日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に標準報酬月額を誤ったため、脱退手当金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの脱退手当金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	492
128	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2017年 11月13日	2020年 10月16日	○機構本部から連絡があり、特別一時金現況届の審査時の確認不足から、診断書の提出が必要であるにもかかわらず、現況届のみで決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。診断書を提出していただき認定処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
129	年金決定時の住所登録の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	2020年 5月29日	2020年 8月6日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の審査時の確認不足から、誤った住所の年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った住所が記載された年金証書を回収し、正しい住所を記載した年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
130		入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2020年 7月31日	2020年 10月26日	○担当部署において確認したところ、委託業者が、年金請求書の処理時の確認不足から住所の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った住所が記載された年金証書を回収し、正しい住所を記載した年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
131	年金決定時の氏名登録誤り	入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2020年 11月18日	2020年 12月4日	○お客様から問合せがあり、入力処理時の確認不足から、委託業者が老齢年金請求書の処理時に漢字氏名の入力を誤ったため、誤った漢字氏名が記載された年金証書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい氏名が記載された年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
132	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	群馬	渋川	2020年 3月16日	2020年 10月23日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届処理時の確認不足から、老齢年金のみ振込口座変更処理を行い、遺族年金の振込口座変更処理を行わなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届処理時には受給している年金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
133			埼玉	川越	2020年 9月3日	2020年 10月16日	○事務センターから連絡があり、年金受給権者受取機関変更届処理時の確認不足から、別人の振込口座へ変更処理を行ったため、年金が未払いになっていること及び過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届処理時には受給している年金の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	586,748
134		入力誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2020年 11月6日	2020年 11月24日	○機構本部から連絡があり、死亡一時金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から氏名フリガナの入力を誤っていたため、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡一時金請求書処理時には氏名フリガナの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,000
135	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	広島	広島東	2006年 2月9日	2019年 12月12日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理して年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,075,573

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
136	年金見込額の誤り	説明誤り	千葉	松戸	2020年 6月5日	2020年 12月25日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
137			和歌山	和歌山東	2020年 9月17日	2020年 12月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金額が記載された年金見込額回答票をお渡しし説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
138	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	大阪	堺東	2019年 9月17日	2020年 6月29日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求書を提出する際に年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●年金相談センターにおいて、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	21,895
139	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	愛知	豊橋	2019年 10月7日	2020年 8月4日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、標準報酬改定請求の説明時に合意分割の標準報酬改定請求書を受付すべきところ、誤って3号分割の標準報酬改定請求として受付したため、正しい標準報酬改定請求が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい標準報酬改定を行いました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求について制度内容の再確認を行いました。	1名	なし	0
140	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	中央 年金センター	2019年 12月25日	2020年 5月28日	○年金事務所から連絡があり、返納告知書作成時の記載内容の確認不足から、誤った金額の返納告知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい金額の返納告知書を送付しました。 ●担当部署において、返納告知書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
141		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2020年 10月9日	2020年 12月7日	○機構本部から連絡があり、委託業者が死亡届の処理時に、入力項目の確認不足から氏名を入力を誤ったため、誤った氏名が記載された未支給年金・保険給付不該当通知書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の未支給年金・保険給付不該当通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
142	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	文京	2020年 10月2日	2020年 10月16日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき不支給決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した不支給決定通知書を回収し、本来送付すべきお客様に不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
143			滋賀	大津	2020年 12月4日	2020年 12月7日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき受付控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した受付控えを回収し、本来送付すべきお客様に受付控えを送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
144	年金給付関係書類の管理誤り	受付時の書類管理誤り	福岡	南福岡	2020年 3月19日	2020年 10月28日	<p>○お客様から問合せがあり、受付時の確認不足から、年金生活者支援給付金請求書を誤って年金相談・手続受付票と併せて保管したため、処理が行われず給付金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を処理しお客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、届書受付後の書類の管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	16,026

システム事故等一覧

項番	件名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	共済組合の加入期間があり被用者年金一元化以降に受給権が発生する場合の離婚分割に係る障害厚生年金の額決定誤り	2015年10月1日	2020年6月3日	<p>○厚生年金と共済組合の双方の年金加入期間がある方で、被用者年金一元化(平成27年10月1日)以降に障害厚生年金の受給権が発生する場合の年金額は、双方の加入期間等を合算して計算することになります。</p> <p>○年金の離婚分割により加入記録を分割した場合は、分割後の記録に基づき、受取っている年金額を改定することになりますが、厚生年金と共済組合の双方の加入期間があり、被用者年金一元化以降に障害厚生年金の受給権が発生する方について、分割処理を行った後に年金額の改定を行う際、プログラムの不具合により、共済組合の記録を反映せずに障害厚生年金の年金額を改定していたため、障害厚生年金に過払いが生じていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書を送付し、過払いとなった年金については返納の処理を行います。</p> <p>●共済組合の加入期間があり被用者年金一元化以降に受給権が発生する場合の離婚分割の改定処理の仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	2名	過払い	882,565円

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのもと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が線下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の線下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加入を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。 ○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、システム的に長短を比較し判定している。 ○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。 ○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。 ○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。 ○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。 ○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。